

むつ市農業委員会
第 8 1 1 回総会議事録

むつ市農業委員会第811回総会議事録

1. 開催日時 令和4年11月15日(火) 午前10時30分から午前11時00分

2. 開催場所 プラザホテルむつ

3. 出席委員

○農業委員(16名)

| 議席 | 氏名 |
|----|-------|
| 1 | 坂本正一 |
| 2 | 立花幸雄 |
| 3 | 嶋影秀子 |
| 4 | 柏谷均 |
| 6 | 柴田峯生 |
| 7 | 杉山重一 |
| 8 | 立花順一 |
| 9 | 齊藤榮佐男 |
| 11 | 蛭名修一 |
| 13 | 新堂真 |
| 14 | 小林義顯 |
| 15 | 畑中光政 |
| 16 | 林忠久 |
| 17 | 四ツ谷末藏 |
| 18 | 嶋田輝雄 |
| 19 | 村口利光 |

○農地利用最適化推進委員(9名)

| 地区 | 氏名 |
|-------|-------|
| 第1地区 | 佐々木貢 |
| 第3地区 | 山本幸光 |
| 第4地区 | 畑中正彦 |
| 第5地区 | 中村貞幸 |
| 第6地区 | 内山義美 |
| 第7地区 | 西村一松 |
| 第8地区 | 瀬川博光 |
| 第9地区 | 千葉好二 |
| 第10地区 | 富江佳奈子 |

4. 欠席委員

○農業委員（2名）

| 議席 | 氏名 |
|----|------|
| 5 | 水戸隆璽 |
| 10 | 中嶋寿樹 |

○農地利用最適化推進委員（1名）

| 議席 | 氏名 |
|------|------|
| 第2地区 | 山田紀子 |

5. 議事の概要

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 議案第1号 非農地証明交付申請について
- 議案第2号 非農地証明交付申請について
- 議案第3号 農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想変更に関する意見について

6. 会議に従事した職氏名

局長 成田 司
次長 澤田 眞紀子
総括主幹 菅原 賢一郎

7. 会議録署名委員

11番 蛭名 修一 13番 新堂 真

8. 会議記録者

農業委員会事務局次長 澤田 眞紀子

9. 会 議 の 概 要

| | |
|----------|--|
| 議長(坂本会長) | <p>ただいまから、むつ市農業委員会第811回総会を開催いたします。ただいまの出席委員は、18名中16名で、定足数に達しております。</p> <p>これより、本日の会議を開きます。</p> <p>日程第1 会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、むつ市農業委員会会議規則第43条の規定により議長において、11番 蛭名修一委員、13番 新堂真委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には事務局職員の澤田次長を指名いたします。</p> <p>日程第2 会期の決定を行います。</p> <p>本総会は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> |
| 各委員 | (異議なしの声あり) |
| 議長(坂本会長) | <p>ご異議がないので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたします。</p> <p>それでは、議案審議に入ります。</p> <p>議案第1号 非農地証明交付申請について、議題に供します。</p> <p>事務局より説明願います。</p> |
| 事務局 | <p>それでは、議案第1号 非農地証明交付申請について、ご説明いたします。</p> <p>申請地は、2筆で、大畑町堂近194番、面積1,370㎡、登記地目「田」、農業振興地域内、農用地区域内と、大畑町兎沢68番、面積1,455㎡、登記地目は畑、農業振興地域外、農用地区域外の農地であります。</p> <p>大畑町堂近194番の農地については、昨年の農地利用状況調査で非農地と判定し、第802回総会にて承認した農地であることから、今回証明するのは、兎沢68番の農地であります。</p> <p>調査につきましては10月27日 柏谷委員、畑中光政委員、畑中正彦推進委員、事務局で現地に向かいましたが、証明願地の周辺は雑木林となっており現地までたどり着けず、80m手前からの目視で調査を実施しました。</p> <p>調査の結果、証明願地及びその周辺は、山林、雑木林の様相を呈しており相当年数前から耕作されていない状況と思われ、農地として復元するための物理的な条件整備が著しく困難と見込まれるため、非農地として証明して良いと思われまます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 議長(坂本会長) | ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。 |

| | |
|----------|--|
| 畑中光政委員 | 補足は特にありません。 |
| 議長(坂本会長) | 説明が終わりましたので、これより、議案第1号について審議を行います。 質疑を許します。 質疑ございませんか。 (無しの声あり) 質疑が無いようですので、本案について、原案のとおり証明することに、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) ご異議なしと認めます。 よって議案第1号は、原案のとおり証明することに決定しました。 続きまして、議案第2号 非農地証明交付申請について、議題に供します。 事務局より説明願います。 |
| 事務局 | それでは、議案第2号 非農地証明交付申請について、ご説明いたします。 申請地は、大字城ヶ沢字大川目1番43、面積1,848㎡、登記地目は畑、農業振興地域内、農用地区域外の農地であります。 調査につきましては10月28日 小林委員、鴨田委員、瀬川推進委員、事務局により調査をした結果、相当年数前から耕作されておらず、杉林の様相を呈しており、周辺も山林、雑木林でありました。 よって、この農地は、農地として復元しても継続利用が困難であると見込まれることから、非農地として証明してよいと思われれます。 以上で説明を終わります。 |
| 議長(坂本会長) | ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。 |
| 小林委員 | 特にありません。 |
| 議長(坂本会長) | 説明が終わりましたので、これより、議案第2号について審議を行います。 質疑を許します。 質疑ございませんか。 (無しの声あり) 質疑が無いようですので、本案について、原案のとおり証明することに、ご異議ありませんか。 |

| | |
|----------|---|
| | <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。 よって議案第2号は、原案のとおり証明することに決定しました。</p> <p>続きまして、議案第3号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に関する意見について、を議題に供します。 事務局より説明願います。</p> |
| 事務局 | <p>それでは、議案第3号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に関する意見について、ご説明いたします。</p> <p>本構想は、農業経営基盤強化促進法第6条の規定に基づき、むつ市が定めたもので、目標とすべき様々な指標やその他、農用地の利用改善に関する事項が概要であります。</p> <p>この構想は、青森県が策定する「青森県農業経営基盤強化促進に関する基本方針」に即している必要があり、令和3年3月の基本方針の変更を受け、市の構想を見直したものであります。</p> <p>変更の概要につきましては、お配りした「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更の概要」のとおりとなっておりますので、委員各位のご審議のほどよろしくお願いします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 議長(坂本会長) | <p>説明が終わりましたので、これより、議案第3号について審議を行います。</p> <p>質疑を許します。 質疑ございませんか。</p> |
| 柴田委員 | <p>事前に送られた資料を読んだのですが、理解が難しい部分があり、先日事務局に問い合わせしました。実質化された人・農地プランというのがどういうものを指すのか理解が難しかったです。今日追加で資料が配付されたので、後で良く読みたいと思います。</p> <p>もう一つは、むつ市ではこのところ農福連携の事案がありましたが、このような案件が増えると思うのですが、この改正案には農福連携について記述が無いように見えました。この方向性について説明をお願いしたいです。</p> |
| 議長(坂本会長) | <p>事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>柴田委員の質問に説明します。</p> |

事務局

まず、人・農地プランの実質化とはどういう状態なのかについてですが、本日配布した資料の3枚目の下、ページ番号としては5です。ここに実質化の手順が記載されています。

3つのプロセスを順番に踏んで作成されたものが実質化された状態となります。

一つ目は、アンケートの実施です。対象地区内の耕地面積の少なくとも過半について、農業者の年齢と後継者の有無をアンケートで確認します。

二つ目は、アンケート結果を地図に落とし込み、10年後に後継者が居ない農地を見える化し、話し合いの場で活用できるようにします。

三つ目は、10年後の農地を担う経営体のあり方を集落ごとに決めていきます。この話し合いでは、農業者、自治体、農業委員会、JA、土地改良区の関係者が徹底して話し合うこととされています。

このプロセスを経て作られた地図は、地域計画となります。

農業委員会は、これらのプロセスのなかで、まず、アンケートに協力する必要があります。

農業者から、この先も耕作を続けるのか、売りたいのか、貸したいのかなどを調査します。

アンケートの対象地区など、具体的にはまだ決まっていますが、市との協議がすすむ度に、皆様には総会や通知文書でお伝えしていく予定です。

次に、農福連携についてですが、むつ市でも子育て支援ネットワークひろばさんの案件があったばかりですが、これは、社会福祉法人が行う障がい者支援サービスの一つで、就労支援というもので、施設外就労方の場として、農地を活用するものです。

農家は労働力を確保でき、障害のある方は収入につながります。

農作業といっても、草刈りとか、袋詰めなども含まれます。

また、建設業の農業参入については、津軽や十和田で例が増えているようですが、制約が大きいいため、なかなか大変なようです。

しかしながら、農業の担い手が少ない現状がありますので、この構想の中では、「担い手」の一言の中に、就労支援サービスを利用する障がいのある方々や、要件を満たして農業参入を検討している建設業の方も、広く含めて「これからの担い手」と表現しています。

なお、今回の改正は、平成28年に策定されたものを、5年ごとに見直す中で、県の方針にあわせる作業も同時におこなったものです。

指標となる数値が変わったりしていますが、大きい方針は変更されておられません。

以上です。

| | |
|-----------------|---|
| <p>議長(坂本会長)</p> | <p>なかなか難しい内容でしたが、今後、農業委員会は地域計画に大きく関わっていかねばならないことは確かであります。</p> <p>進めていく中で問題が出てくるとは思いますが、我々は現場を知るものとして、10年後のむつ市の農業の計画に関わって行かざるをえないものです。</p> <p>福祉の話も、建設業参入の説明も難しかったですが、我々は現場の農地がどのように使われていくのかに注視して、かかわっていくものと思います。</p> <p>それでは、他に質疑が無いようですので、本案について、意見がない旨むつ市長に回答することに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第3号は、意見がない旨回答することに決定しました。</p> <p>以上で、議案審議について終了しました。</p> <p>これで、本日の議案審議及び報告事項は全て終了しました。その他、委員の皆さんから何かありましたらお願いします。</p> <p>何か、ありませんか。</p> |
| <p>佐々木推進委員</p> | <p>人・農地プランの資料が本日追加で配布されました。巻末に問い合わせ先が載っているのですが、ここに直接問い合わせしても良いのでしょうか。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>大変申し訳ありませんが、この資料は、自治体向けの会議資料の一部として、委員から直接農政局に問い合わせるのは、ご遠慮願います。</p> <p>資料中の不明の点につきましては、農業委員会または、むつ市農林水産業振興課にお問い合わせをお願いします。</p> <p>即答出来ない場合は、県や農政局にこちらで照会したうえで、お答えします。よろしく願いいたします。</p> |
| <p>議長(坂本会長)</p> | <p>他になにかありませんか。</p> <p>無いようですので、以上で、本日の議案審議及び報告事項はすべて終了しました。</p> <p>これもちまして、むつ市農業委員会第811回総会を閉会します。</p> |

10. 会議録署名委員

会議録署名委員 蛭 名 修 一

会議録署名委員 新 堂 真